

明石市国民保護計画の変更について

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)第35条第6項及び第8項に基づき、明石市国民保護計画の変更について下記のとおり報告します。

記

1 明石市国民保護計画について

明石市国民保護計画は武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、市が、国・県・他の関係機関等と連携して、迅速・的確に市民の皆さまの避難や救援などを行うことができるように定めておくものであり、平成16年9月の国民保護法の施行に伴い、平成19年3月に策定し、その後平成29年6月に一部変更をしています。

2 明石市国民保護計画の変更概要

国の策定する「国民の保護に関する基本指針」及び「兵庫県国民保護計画」の変更等を踏まえ、明石市国民保護計画の変更を行うものです。変更にあたっては、明石市国民保護協議会(書面会議)により承認を得た後、国民保護法第35条第5項に基づく知事協議を終えています。

3 主な変更内容

- (1) 国の基本指針及び兵庫県計画の変更事項を反映 **変更**
 - ・武力攻撃災害訓練に関するもの
 - ・国民保護事案発生時の避難施設に関するもの
 - ・弾道ミサイル飛来時の対応に係る市民への周知に関するもの
- (2) 市の組織改編に伴う変更 **変更**
 - ・市対策本部の構成及び分掌事務の変更
- (3) 統計数値の時点修正等 **修正**

4 添付資料

明石市国民保護計画 新旧対照表

5 参考(国民保護法第35条第6項、第8項 抜粋)

第6項 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

第8項 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。

以上